

公示第 8-3 号

公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるので、地方税法第20条の2の規定により公示します。

この書類は、当所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月9日

滋賀県南部県税事務所長

大田 伸行

記

書 類 の 情 報

送達を受けるべき者の氏名名称、
事務所または事業所

地方税法に規定する地方団体の徴収金の
賦課徴収または還付に関する書類

山中 千鶴子

(以 下 余 白)